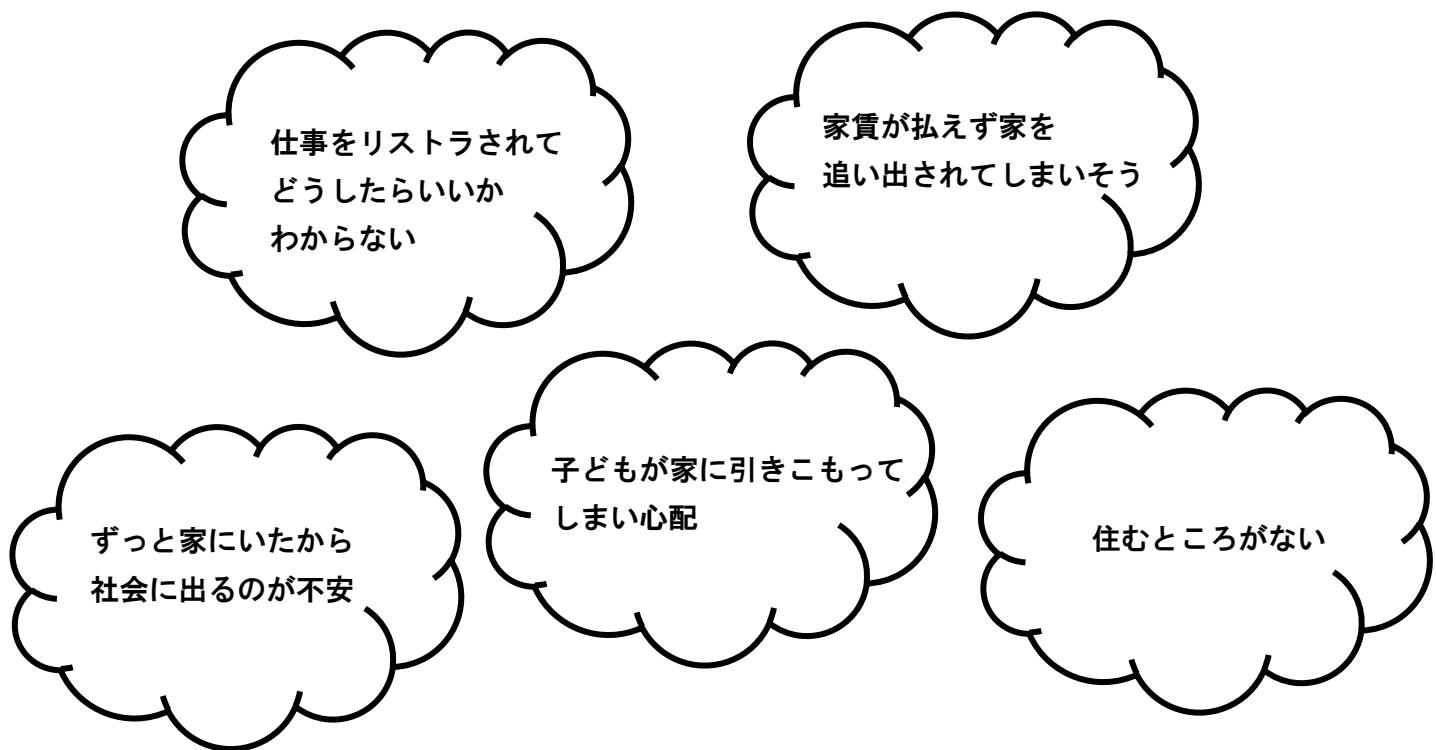


どんな人を支援するの？

生活困窮者自立相談支援事業は、「仕事がなかなか見つからず、生活に困っている」「住むところがない」「ずっとひきこもっていて社会に出るのが不安」など、さまざまな悩みを抱えた方を専門の支援員が寄り添いながら支援する事業です。市内にお住まいで、生活保護を受給されていない方であればどなたでもご相談いただけます。



こんなときは**一人で悩まず**、まずは**ご相談ください**

これまでの福祉制度は、高齢者、障がい者、児童といった特定の対象者・分野ごとに展開されてきました。

しかし、近年の生活に困っている人々が抱える課題は、経済的な問題に加えて社会的な孤立などがあり、それらが複雑に絡み合った場合もあります。

そこで、さまざまな事情で暮らしにお困りの人に対して、生活全般にわたる包括的な支援を提供する「生活困窮者自立相談支援事業」が平成27年4月からスタートしました。

この事業は、さまざまな要因により経済的に困窮し、また離職により住居を失う、又はその恐れのある人を対象に、住居や就労機会の確保等や家計改善の支援を行うことで、生活の見通しがもてるよう相談支援を行う事業です。